

『未払賃金立替払制度実務ハンドブック』増刷に伴う変更点の対照表

以下に掲げるものは、増刷時に修正を施したものです。お手元の書籍が初版(第一刷)か増刷後(第二刷)かは奥付でご確認ください。

修正箇所	初版	二刷り
はしがきの1行目	受給者は平成23年	受給者は、平成23年
はしがきの2行目	セーフティネットとして、非常に	セーフティネットとして非常に
2頁下から5行目	立替払請求の提出	立替払請求書の提出
14頁②の1行目最後から2行目にかけて	「労災法」	「労災 <u>保険</u> 法」
15頁Aの15行目	平成11年に	平成11年 <u>の</u>
17頁Aの4行目	雇用保険について事業主と	雇用保険については事業主と
18頁Aの5行目	命ずるものいわゆる	命ずるもの、 <u>い</u> いわゆる
19頁6行目	産業保険推進センター	産業 <u>保健</u> 推進センター
22頁Aの4行目(参照条文の位置を移動)	効力を有します(賃確則17条2項、機構業務方法書52条)ので、	効力を有しますので(賃確則17条2項、機構業務方法書52条)、
32頁Aの8行目文末のカッコ内	(2条)	(2条 <u>2項</u>)
38頁Aの②	企業に雇用されていた	企業に使用されていた
43頁Aの2行目	明白であり	明確であり
51頁Aの11行目	最高最判例	最高裁判例
53頁Aの3行目	地方運輸局	地方運輸局等
62頁Aの3行目カッコ内	(賃確則12条1項柱書、	(賃確則12条1 <u>号</u> 柱書、
66頁Aの13行目	労働の対象として	労働の対償として
69頁Aの3行目最後から4行目にかけてのカッコ内	(賃確令4条2項)	(賃確令4条2項、賃確則16条)
71頁Aの下から5行目カッコ内	(労働基準法11条)	(賃確法2条1項、労働基準法11条)
73頁Aの9行目	平均所定労働日数	<u>且</u> 平均所定労働日数
74頁Aの下から3行目	確認できる資料、	確認できる資料と、

『未払賃金立替払制度実務ハンドブック』増刷に伴う変更点の対照表

以下に掲げるものは、増刷時に修正を施したものです。お手元の書籍が初版(第一刷)か増刷後(第二刷)かは奥付でご確認ください。

修正箇所	初版	二刷り
76頁Aの3行目(参照条文の位置を移動)	(最低賃金法4条)ので、	ので(最低賃金法4条)、
78頁Qの2行目	なる <u>の</u> でしょうか。	なるでしょうか。
78頁Aの11行目最後のカッコ内	(時期の指定)	(時季の指定)
78頁Aの12行目	時期変更権	時季変更権
85頁5行目	(賃確則16条)に該当し対象外	(賃確令4条2項、賃確則16条)に該当し立替払いの対象外
109頁【主な審査内容】の四角中、最初の◎	◎事業場に関する事項	◎事業主に関する事項
117頁【参考2】の本文6行目	法律施行規則第12条第1項第1号	法律施行規則第12条第1号
118頁書式内の5行目	賃金援護部審査課	産業保健・賃金援護部審査課
137頁11行目	80万円/2) ×	80万円) / 2 ×
139頁下から3行目	4,950円	4,450円
139頁下から2行目	7,450円	6,950円
144頁4項最初	当該事案は神奈川県警から、	神奈川県警から
162頁Aの下から8行目のカッコ内	(民法308条)	(民法306条2号、308条)
183頁11行目	時刻等は拘束され、	時刻等に拘束され、
186頁5行目	規定の適用除外者ではないか。	規定の適用除外者ではないか。【報告書】
186頁4項の5行目、7行目、8行目、14行目※	退職金規定	退職金規程
187頁(3)1行目	退職金規定	退職金規程
188頁6行目	退職金規定	退職金規程
189頁最後の口の1行目	退職金は、受け取って	退職金を受け取って

平成26年4月16日

『未払賃金立替払制度実務ハンドブック』増刷に伴う変更点の対照表

以下に掲げるものは、増刷時に修正を施したものです。お手元の書籍が初版(第一刷)か増刷後(第二刷)かは奥付でご確認ください。

修正箇所	初版	二刷り
190頁下から6行目の算式	実労働日数／(平均)所定労働日数	実労働日数／(且平均)所定労働日数
193頁書式の最上段右側	発信先	発信元
193頁書式の上記修正部分の2行下	賃金援護部 審査課	産業保健・賃金援護部 審査課

※186頁4項の4行目に「退職金規定」とありますのは「退職金規程」の誤りです。増刷後のものも修正されていません。お詫びし訂正します。